

事 務 連 絡
令和7年2月14日

関 係 各 位

横浜検疫所食品監視課

器具及び容器包装のポジティブリスト制度の施行に伴う運用について

平素より輸入食品等の安全性確保に係る監視指導業務について、御理解と御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。

令和2年6月1日から合成樹脂製の器具及び容器包装のポジティブリスト（以下「ポジティブリスト」という。）制度が開始され、経過措置期間終了後、令和7年6月1日より完全施行となります。これに伴い、横浜検疫所における運用を下記のとおりとしますので、御了知ください。

記

1 熱可塑性エラストマーの取扱いについて

熱可塑性エラストマー（ThermoPlastic Elastomer、以下「TPE」という。）は、「使用温度では加硫ゴムと同様の性質をもつが、高温では熱可塑性樹脂と同様に成形又は再成形することができるポリマー又はポリマーブレンド」であり、一般に熱可塑性ゴムともいいます（JIS K6418：2007）。

消費者庁ホームページ「ポジティブリスト制度のQ&A」において、TPEはポジティブリストの対象となる合成樹脂に含むものと示されています。

【参考】食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度について（消費者庁 HP）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new

・ポジティブリスト制度のQ&Aについて [PDF]

TPEは基本的にハード部位（可塑性成分）とソフト部位（弾性成分）で構成されています。ポジティブリスト制度が開始されるまでのTPEの取扱いは、ソフト部位がゴムで構成されたものについて、その含有率に応じゴムとして取り扱ったものがありましたが、ポジティブリスト制度の完全施行に伴い、TPEは合成樹脂としてポジティブリストに適合していることを確認する必要があります。また、合成樹脂として成分規格に適合していることを確認する必要があります。

ただし、動的加硫系熱可塑性エラストマー（ThermoPlastic Vulcanizate、以下「TPV」という。）のうち、合成樹脂以外の材質（加硫ゴム）に熱可塑性樹脂を混合した原材料であって、ゴムの含有率（重量%）が合成樹脂よりも多い場合においては、制度の運用上、ポジティブリスト制度による管理は当面の間行わないとされています（Q&A 問1－7参照）。この場合は、ゴムとして規格適合の確認をします。

(1) ポジティブリストへの適合性の確認

TPE を食品接触面に使用した器具又は容器包装を輸入する際は、その原材料に含まれる物質がポジティブリストに適合していることを確認し、届出備考欄に「**ポジティブリスト適合**」と記入（入力）してください。

なお、令和7年5月31日まで、経過措置対象のものは届出備考欄に「経過措置対象」と記入（入力）することで差し支えありません。令和7年6月1日以降は、食品接触面に使用した全ての合成樹脂（TPE を含む。）についてポジティブリストに適合していることを確認してください。

【参考】 ポジティブリストを確認するための参考情報（消費者庁 HP）

https://www.caa.go.jp/policies/policy/standards_evaluation/appliance/positive_list_new

- ・別表第1第1表（基材）の参考情報_Table 1 [Excel]
- ・別表第1第2表（添加剤）の参考情報_Table 2 [Excel]
- ・別表第1第1表（基材）に係るモノマー等の参考情報_Annex 1～21 [Excel]

(2) 成分規格への適合性の確認

初めて輸入される器具又は容器包装の TPE（一部の TPV を除く。）については、合成樹脂としての成分規格が適用されます。

既に輸入実績がある器具又は容器包装であってゴムとして成分規格への適合性を確認した TPE についても、合成樹脂としての規格検査の更新が必要となります。ただし、令和8年6月1日に合成樹脂の一般規格として総溶出物規格の導入が予定されていることから、これまでの経緯を踏まえ、当該規格改正後にその内容を踏まえて規格適合の確認をすることとしても差し支えありません。

取得された試験成績書の材質別規格を判別するため、食品等輸入届出書の原材料・材質欄に記載する材質コードは試験成績書と一致するように記入（入力）し、備考欄に具体的な材質名（TPE の分類名でも可）と試験成績書の日付を記載してください。

- ① 個別規格のある合成樹脂として規格検査を実施した TPE は、個別規格のある材質コード（KPS、KPE、KPP、KPA 又は KVC）を使用してください。

記載例：「KPS＝SEBS（R5.6.1）」又は「KPS＝スチレン系 TPE（R5.6.1）」

- ② その他の合成樹脂として規格検査を実施した TPE の材質コードは KRZ（又は KPU）を使用してください。総溶出物規格が導入された際には、更新検査（追加検査）が必要となります。更新検査後に試験成績書の日付を変更（又は追記）してください。

- ③ ゴムとして検査実績がある TPE の材質コードは KRB を使用してください。合成樹脂として材質に応じた規格検査を実施した後、材質コードを変更してください。

ゴムとして検査実績有 記載例：「KRB＝スチレン系 TPE（R2.5.31）」

PS として更新検査後 記載例：「KPS＝スチレン系 TPE（R8.6.1）」

2 再生プラスチック原料の使用について

合成樹脂の原材料として使用する「リサイクル材料」は、ポジティブリストに適合していなければなりません。食品衛生法第3条において、食品等事業者は自らの責任において安全性の確保に努めなければならない、「リサイクル材料」を原材料として使用した合成樹脂製の器具又は容器包装を輸入する場合にも同様です。食品用途の製品の原材料として適切なものであることの確認は、「リサイクル材料」それぞれの特性によるものであることから、材料メーカー等と相談の上で行う必要があります。その際の確認手段として、「食品用器具及び容器包装の製造に用いる合成樹脂の原材料としてのリサイクル材料の使用に関する指針」（令和6年3月28日付け健生食基発0328第7号・健生食監発0328第7号）等を参考にしてください。

3 ペットボトルプリフォームの取扱いについて

ペットボトル成形前のプリフォーム（以下「プリフォーム」という。）は、容器包装の材料として食品等輸入届出を不要としていましたが、「食品用 PET ボトル等のプリフォームの取扱いについて」（令和7年1月20日付け健生食輸発0120第1号）に基づき、経過措置期間終了後（令和7年6月1日以降）はプリフォームの輸入に際して食品等輸入届出の提出が必要となります。

プリフォームは、食品充填のための成形前後で溶出試験に用いる浸出用液の量が変化することから、溶出試験における規格適合の判断は、食品を充填する形態に成形した状態で実施する必要があります。輸入届出時の規格適合の確認については、これまでの経緯を踏まえ、プリフォームの形態で実施した試験成績書のほか、輸入者等が自主管理等を目的としてボトル成形後の状態で事前に実施した成績書等によるものであっても差し支えありません。また、初回輸入時等でボトル成形後の状態での検査実施が困難な場合には、国内で食品を充填するまでの間に規格検査を実施し、その結果を報告することとしても差し支えありません。

4 その他

検疫所への届出において、ポジティブリストへの適合性の確認は、個別物質の把握は必須ではなく、ポジティブリストに適合していることの確認となります。ポジティブリストに適合していることを確認できる情報等については、基本的に提出を求めませんが、必要に応じて提出できるように御準備ください。

その他、ご不明な点がございましたら、下記連絡先までお問い合わせください。

連絡先 横浜検疫所食品監視課 電話 045-212-1313
